

第6回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月7日(木)9時30分～12時13分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、古山監督課長、中塚賃金室長、
清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

(1) 金額審議

(2) その他

5 議事内容

○清水賃金室長補佐 定刻となりましたので、ただ今から第6回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。本日は委員の皆様全員出席ですので、本専門部会が有効に成立していることを報告申し上げます。

本日の専門部会も公開としており、10名の傍聴人がお見えになる予定です。傍聴者の方々は、受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。それでは、これより先の専門部会の進行を佐藤部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 色々ありますが、今日も明るく前向きに審議を進めていきたいと思っております。

それでは、まず昨日までの審議経過を報告申し上げます。

労働者側の提示いただいた金額は1,120円ということで、現行の957円から163円引き上げた額となっております。対して使用者側ですが、前々回提示いただいた98

7円から、昨日、1,002円に引き上げていただきました。これは現行の957円から45円の引上げとなっております。労働者側の1,120円と使用者側の1,002円に大きな開きがありますので、今日はここを詰められるように審議を進めていきたいと考えております。

明日、結審予定ということもありまして審議の山場になりますので、いつものように私と山下委員と西村委員とで、まず三者で本日の進め方について協議をさせていただきたいと思っております。では、休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。明日、結審ということで今日は審議の天王山でもあり、労使双方から少し長めに打合せの時間が欲しいということでした。したがって、各側の協議を30分間持ちたいと思っております。では休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 では再開します。

本日冒頭に述べましたとおり、労働者側の提示金額と使用者側の提示金額に、まだ大きな差が開いておりますので、これをどれだけ詰めることができるかというのが本日の至生命題です。というわけで、労働者側、使用者側、それぞれ新たな金額を提示していただきたいと思っております。ただ、この鳥取県最低賃金専門部会においては、必ず事実と根拠に基づいた金額提示ということをお願いしておりますので、もしそれが無いということであれば、金額がとどまるということも当然あり得るかと思っておりますので、よろしく申し上げます。本日は使用者側西村委員からお願いします。

○西村委員 金額は昨日と同じ45円引き上げの1,002円ということで提示をさせていただきます。

繰り返しになりますが、根拠は、まず今回実施された意見聴取の中で使用者側と労働者側ともに共通の認識として、過半数以上の方々が1,000円というところをちょうどいい金額と認識していらっしゃるということ、これはもう厳然たる事実ですので、それも踏まえた上で、結果的にそれに近づくことにはなりますが、労働者全体にバランスよく配分をするという意図の下に、今年の春闘の妥結結果である4.62%を957円に掛けるというこの考え方については、全く齟齬が無いと思っておりますので、結果的に金額維持になりました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側は昨日提示いただいた1,002

円を維持するということで承りました。それでは、労働者側山下委員お願いします。

○山下委員 結論から言いますと、労働者側も昨日同様にリビングウェイズの1,120円で、変わりなく提示をさせていただきます。これについては、今、賃上げの機運もありますし、物価の上昇がかなり高くなっているという現状があります。皆さん承知のとおり、米価格等もかなりの高額な金額になり、全国的にも話題になっているところですが、相対的な消費者物価指数はかなり急激に上がっているという認識の下、県民が生活する水準として達成すべきは、連合が示すリビングウェイズの数字というところで、今回、春闘の結果を使用者側も尊重していただきましたが、率としては昨年を若干下回ったものの、額としては昨年を上回る額で妥結をしております。この1、2年の春闘の結果、賃金の上昇具合を見ても、消費者物価指数等の物価上昇分はかなり急激な変化をしていますので、そこに耐え得る生計費として連合の示すリビングウェイズが鳥取としても必要ではないかと考えて、地方創生というところもありますし、しっかり鳥取が1,120円の最低賃金を獲得して、生活水準を高めていくというところを主張したいと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側が提示いただいたのは1,120円ということで、両者、昨日から一步も動かず、その差額は118円ということで僅差とは到底言えないような大きな差が開いております。今後は公益側から使用者側にはもう少し引上げができないだろうか、労働者側にはもう少し引下げができないだろうかということで、説得の機会を設けさせていただきたいと思います。

それでは、まず使用者側と協議をさせていただいた後、労働者側と協議を持ちたいと考えております。休会します。

〔公益・使用者側協議〕

〔公益・労働者側協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。再開します。

両者が提示していただいていた額は労働者側1,120円、使用者側1,002円で差額が118円ということで、労働者側、使用者側、これまで事実と根拠に基づいた金額として、色々と理論的に説明をしていただきました。

しかし、その金額の差が大きいため公益委員として、労働者側には金額を下げてください、使用者側には金額を上げてくださいということで交渉をしました。この交渉に関しては、もはやすり合わせになりますので、もう根拠というものを考慮して述べることはなかなか難しいかなということで、根拠なくして金額を下げてください、上げてくださいと

という願いを今、長時間にわたりしてまいりました。その上で、労働者側、使用者側、それぞれ金額に変化があったかどうか発表をお願いします。

では、使用者側西村委員からお願いします。

○西村委員 様々な議論を重ねた結果ですが最終的な数字に動きは無く、45円引き上げの1,002円です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では使用者側は動かさずで、現行の957円に45円プラスした1,002円にとどまるという結論に達したということで承りました。

では、続きまして、労働者側山下委員お願いします。

○山下委員 労働者側は一貫してリビングウェイジにこだわって金額提示をさせていただいておりますが、三者協議や先ほどの公益委員との協議の中で、使用者側の提示金額とかなりの差があるため労働者側も少し歩み寄ってほしいという話が何度かありました。

もともと使用者側が最初の金額よりも少し歩み寄っていただき、1,002円という提示をさせていただいておりますので、労働者側として、もともとは車保有のリビングウェイジ1,440円というところから、これはかなり無謀な数字ではあるという判断の下で、本当は1,440円を目指すべきだと思っはいますが、先に到達すべきは車保有ではないリビングウェイジ1,120円ということで主張をしてまいりました。

しかし、先ほども話をしましたが、歩み寄りをしていかなければ、この審議会も行き詰まってしまうのではなからうかというところも踏まえまして、本当に全く根拠というものは薄れてはしまいますが、一昨日出させてもらいました資料の事業の支払能力を少し加味しまして、20円下げた1,100円の提示をさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

労働者側は、もともとは車保有のリビングウェイジ1,440円を主張されたいということでしたが、それは現実的ではないということで、車保有ではないリビングウェイジを根拠とした1,120円をこれまで提示いただいていた。

しかし、公益委員との協議の結果、下げさせていただいて1,100円という金額を提示いただきました。結果として、労働者側1,100円、使用者側1,002円ということで、差額は98円に縮まったということですが、まだ開きは大きく一致には至っていない状況です。

そこで、使用者側委員に質問をさせていただきたいと思います。本専門部会は、第1回目からずっと申し上げているように、目安に法的拘束力はない、さりとて事実的な拘束力

はあるであろうということから、尊重をするという立場を取っています。

しかし、使用者側の提示いただいている1,002円は、目安64円を現行の957円にプラスした1,021円にはまだ達していないということですが、その目安についてどのように考えていらっしゃるかも一度お聞きしたいと思っています。

○西村委員 では、私から申し上げます。

まず、目安が中央最低賃金審議会で審議される中で合意を得ていないというところが、一番重要視しているところです。その中でも特に使用者側のコメントとして載せられていたことがあくまで目安であるということで、目安にこだわらずに議論を進めなさいということが使用者側の見解の中でも公式に記録されていることです。我々としてはあくまで目安ということで、実は昨年も目安を下回る金額を最後まで提示して固持しているところです。それはあくまで根拠があつたことですので、今年についても根拠を持って議論するというのを重視して、目安について尊重はしますが、あくまで目安ということで金額維持の姿勢です。

○佐藤部会長 目安はあくまで目安であつて、当然、上回る、下回る、目安どおりはあり得ると思いますが、さりとして尊重するというものですから、目安との間の乖離は避けなくてはいけないのかなと思っているところです。現在示されている目安が64円で、957円にプラスして出来上がり1,021円というところですが、1,002円だと、公益側として見ると、まだ少し乖離があるかなと感じているところですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○西村委員 重ねて恐縮ですが、まずは私から話をさせていただきます。

自分の会社がこれからどういう状況に行くのか、肌感覚というのが経営者の中に多分あるのだと思います。今は余計なトランプ関税みたいな話で、経済の先行きがさらに混迷しているというか、不透明な状況であっても、これから先、自分の会社が上向きなのか、横ばいなのか、右下がりなのかというところについての感覚はあると思いますが、少なくとも上がっていくという感覚を持っている経営者の方は殆どいないと思います。一部のところでそういう経営者の方もおられるとは思いますが、最低賃金というのが、利益が上がってしようと上がってまいと、全ての会社に必ず適用しないといけないということを考えますと、確かに一番下のボトムの経営状況に合わせる必要はないと思いますが、そうはいっても、大多数がどういう状況なのかというところは十分加味して考えないといけない責任が、我々の審議結果にはあるのだろうということを考えると、あくまで使用者の代弁

者としてこの場に出席している以上は、そこを無視することはできないと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、花原委員お願いします。

○花原委員 最低賃金額を決めても、それに会社負担分の社会保険料が15.3%くらいかかってきますので、仮に64円の引き上げだと、大体10円くらいプラスで負担がかかってきます。1人当たり結局75円ぐらいの会社負担になってきます。多分、新聞紙上ではそこまで何も書いていません。目安がこれだけになりました。でも、会社負担はこれだけ増えますよという文書自体が全くありません。それを労働者がどう考えているのか分かりませんが、そこまで考えないと会社の経営者というのは難しいと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側にもお聞きしますが、労働者側についても同じで、目安の示されている額からはまだ大きな乖離があると思っております。この点についてどのようにお考えなのかということと、今、花原委員からあった意見に対しての回答も賜れればと思います。では山下委員お願いします。

○山下委員 我々は労働者の立場ということで主張をさせていただいています。生計費について、ここ最近の物価上昇や全国や県内の賃上げの状況、特に今年の連合での賃上げ状況については、中間層である従業員100人から299人のところが、かなりの率、昨年よりも上がっている状況でした。労使での春闘の結果ではありますが、皆が努力をして、会社も大変苦勞されて経済を好循環にしていこうという思いを、それぞれ持っているのではなかろうかと考えております。

そうしたときに、物価がかなり高くなっているというところにおいては、最低賃金近傍で働く人の生活はもうかなり困窮をしていると言わざるを得ないと思っております。そうした中で、目安とは乖離があるところですが、今年の状況を踏まえれば全ての労働者の賃金を引き上げていかなければ、もっと厳しくなっていく労働者が増えていくのではなかろうかという思いを持っています。

物価を上回る賃金上昇、そして地方創生と報道等でも言われているように、この一番人口が少ない県である鳥取をしっかりと好循環に導くために、大きく賃上げをしていくということで、今回はリビングウェイジにかなりこだわった部分があります。

ただ、そこを固持しても交渉ですし、最終的には最低賃金を決定していかなければいけないという立場で我々も出席をしておりますので、少しではありますが先ほど若干の歩み寄りをさせていただく判断をしたところです。

先ほど花原委員からもありましたように、経営者の方も大変厳しい現状にあるというこ

とは認識をしております。ただ、そのところは我々労働者の立場として生計費を十分に確保するという一方で、昨年から続く流れを止めるということではなく、しっかりと底上げをしていくという思いで今年の審議に臨んでいるところです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では北畑委員お願いします。

○北畑委員 先ほど花原委員から社会保険料の話がございましたが、確かに社会保険料がそのまま上乘せされることは、そのとおりだと思います。ただ、事業の支払能力について、一例で倒産件数が38件という話を出されておりますが、それは7月14日に開催されました第550回審議会資料の113ページ、資料ナンバー16の帝国データバンクの資料から出されている数字だと思います。一方、過去の最低賃金引き上げの資料として7ページ、資料ナンバー3「年度別最低賃金改正一覧表」を見てください。こちらを口頭で申し上げますと鳥取県最低賃金は令和6年度に57円、令和5年度に46円、令和4年度に33円、令和3年度に29円と、要は令和3年度以降、金額としては大きな引上げがされているといった内容になっております。それを受けまして先ほどの帝国データバンクの資料と照らし合わせますと、倒産件数ですが、2024年は38件ですが、2023年は19件、2022年は23件というような件数になっていまして、最低賃金の引上げを経年で捉えると、それに比べて2022年から2023年については倒産件数が減っているという状況になっております。この辺を見ますと、最低賃金引上げが主たる倒産の要因なのかどうなのかというところが不透明だといったところになります。

それともう一つ、27ページの「1 全国の雇用失業情勢」の失業率のところを見ていきたいのですが、失業率につきまして、この令和7年5月と令和6年5月、両方で比べますと失業率はむしろ下がっています。令和6年5月の2.6%から、令和7年5月には2.5%に下がっていまして、失業者数も193万人から183万人ということで、人数自体も減っている状況にあります。

したがって、一概に38件という倒産の数自体は、それを多いと見るか少ないと見るかはそれぞれであります。そこに対する雇用というものに対しては、むしろしっかりと失業率としては守られているといったところを感じるところです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

そのほか、意見はありますでしょうか。西村委員お願いします。

○西村委員 倒産の部分については確かに北畑委員のおっしゃるとおりで、私の表現の中でも、必ずしも全てが労務費の増加によるものではないという認識はありますが、これは

あくまで私の私見ですが、多分コロナの融資というものが、からくりとしてあるのだろうなと思っています。コロナの融資というのは、柔軟に幅広くお使いいただけるように工夫をして頂いて、返済は後回しにできます。鳥取県はそんな中でも特に優れた融資システムがあり、言い方は悪いですが、持ちこたえられる融資が十分にあったのだろうなと思っています。したがって、労務費が上がったとしても、本来だったら持ちこたえられないところが持ちこたえられたという会社も少なからずあったのだろうなと思います。しかし、それがもう今、実は返済の段階に入って来ていますので、これからは今まで辛うじて持ちこたえられたところが持ちこたえられなくなってくるという会社が、恐らく増える方向にしか振れないのだろうなと思います。

また、賃金は一度上げたら下げることができません。お米の話も出ましたが、お米は上がることもあれば、下がることもあります。極論ですが、実は物価も落ち着いてくると今後は下がってくる可能性が無くはないのですが、賃金は一度上げたら下がる可能性はもうゼロですので、そういったことでいうと、去年積み上げている57円もそうですが、今積み上げたものもこれからずっと使用者側としては負担をし続けていかないといけないというところになります。そういった意味でいうと、今のこの不透明な状況の中で、なかなか思い切った判断というのはできないのだろうなと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、河村委員お願いします。

○河村委員 まず、目安についての受け止めということでも話があったかと思います。中央最低賃金審議会の目安が出た時点でも話をしましたが、本来であれば、この最低賃金というのはセーフティーネットとして機能し得る水準というところが本来の水準であるべきであって、中央最低賃金審議会で議論すべきことも、この日本での労働を前提とした最低賃金がどの水準であるべきなのかという、そういった議論があるべきだと思います。それが無い状態で単年度の物価上昇であったり、春闘の賃上げ状況であったりをもってして数字を出すこと自体に少し無理があると思います。

先ほど西村委員も言われましたように、では物価が下がれば下げるのかという議論になってくると思います。最低賃金として機能し得る水準ということが議論できていれば、それが達成できたのであれば、単年度の物価上昇などを加味して今年は引上げなしということも、本来は議論としてあり得るのだと思います。しかし、あるべき水準の議論がされておらず、その水準が不明確だという状況の中で審議が進んでいるということ自体が非常に残念でならないと思っています。そういった思いもあり、労働者側としては根拠のある数

字ということでリビングウェイジを申し上げております。

ただ、色々な数字の中には、生活保護の水準を算出する際のベースになっている基礎のデータもあるはずで、そういったところからすれば、中央最低賃金審議会の中でも連合が出しているようなリビングウェイジに近いような、ある程度納得性のある、目指すべき水準が示せるのではないかと考えています。それが出ていないものですから、ないものねだりになってしまって申し訳ないですが、本来はそこを示すべきだろうと考えています。

使用者側の立場に立てば、花原委員が言われたように、賃上げだけではなく、その他もろもろ必要な経費等かかってくるわけですから、その部分が上乗せ負担になるということは重々承知しておりますし、我々労働者側の立場からいけば、労働者に安定した生活を送っていただかないといけないわけですから、そういった意味での必要な引上げ分の主張はさせていただいているところです。

したがって、なかなか厳しい協議にはなろうかと思いますが、この辺りはまた公益委員の先生方のお知恵も拝借しながら、最終的な結論に導けたらなと考えています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他、意見がありましたらお願いします。

(なし)

では、現時点でまだ98円という大きな乖離が見られます。本専門部会は8日結審を目指してこれまで審議を進めていきましたが、なかなかまだ差があるということですので、一度ここで私と山下委員と西村委員とで、明日結審する見込みがつかのか、つかないのか等々協議をさせていただきたいと思います。休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせしました。公労使の三者協議の後、公益委員とで話し合いを持ちました。三者協議の結果ですが、まだ交渉の余地ありということですので、労働者側は引き下げる可能性、使用者側は引き上げる可能性がまだ残っているということを確認しましたので、明日も審議を続けてまいりたいと思います。

とはいえ、まだ大きな開きがあり、明日、結審予定日ですので、いよいよ公益としても一定の数字を示す準備だけはしておかななくてはいけないかなと感じているところです。

したがって、本日、公益委員会議を開催します。また、労使双方に宿題ということで、明日までに新たな金額を考えてきていただき、明日は開始早々に金額の提示をお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の議事、その他、お願いします。

○清水賃金室長補佐 今後の日程について説明させていただきます。

第7回専門部会は明日、8月8日金曜日の9時30分から、この会場にて開催します。

また、第552回鳥取地方最低賃金審議会は同日の17時から、同じくこの会場で開催します。ただし、鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会で全会一致になりますと最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされ、労働局長宛て答申を行います。

答申に対する異議の申出があった場合には8月26日火曜日の9時30分から、第553回鳥取地方最低賃金審議会、いわゆる異議審を開催します。

○佐藤部会長 ありがとうございます。明日はいよいよ結審日ということになります。

あくまでも予定ではありますが、これ以上延長する予定はありませんので、明日は何とか妥結できるように一層の協力をお願いします。

では、本日はこれにて終わります。ありがとうございました。